

| B. 事業創造、 雇用拡大 | 関係 府省等 | 対応状況 | 主な成果 | 課題 | これからの取り組み |
|---|---|---|-------------------------------|----|--|
| イ. 税制改革 | | | | | |
| ONPO活動促進のための、現 行NPO税制の認定要件の見直 しを検討する。 | 財務省・総 務省・内閣 府・経済産 業省・文部 科学省・環 境省・厚生 労働省・国 土交通省 | ・平成15年度税制改正におい て、認定NPO法人制度における パブリックサポート等の認定要件 を緩和するとともに、認定NPO法 人についてみなし寄附金制度の 導入を実施することとしている。 | 第156回国会に、平成15年度税 制改正法案を提出。 | | ①第156回国会において平成15 年度税制改正法案の年度内成立 を図る。法案の成立・施行にあ たっては、新しい制度が国民に利 用されるよう政府広報等の手段に よりPR・情報提供を行う。 |
| (戦略分野への選択と集中) 試験研究税制、IT・環境投資 促進税制措置の見直しを検 討する。 (産業力強化のためのIT化 促進) IT投資促進税制措置の見直 しを検討する。 | 財務省・総 務省・内閣 府・経済産 業省・環境 省・厚生労 働省・文部 科学省・国 土交通省 | ・平成15年度税制改正におい て、研究開発減税として、試験 研究費の総額に係る特別税額 控除の創設、産学官連携の共 同研究・委託研究に係る特別 税額控除制度の創設、中小企 業技術基盤強化税制の拡充 を行うとともに、設備投資減税 として、ソフトウェアを含むIT投 資促進税制・開発研究用設備 の特別償却制度の創設等を 実施することとしている。 | 第156回国会に、平成15年 度税制改正法案を提出。 | | ①第156回国会において平成 15年度税制改正法案の今年 度内成立を図る。法案の成 立・施行にあたっては、新しい 制度が国民に利用されるよう 政府広報等の手段によりPR・ 情報提供を行う。 |

ロ. 歳出改革

| | | | | | |
|---|--------------|--|--|--|---|
| <p>厚生労働省は、雇用保険3事業について、平成15年度から、雇入助成の縮減、雇用維持支援から労働移動・能力開発支援への重点化等により、抜本的合理化を図る。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において報告書とりまとめ（平成14年12月26日）（別紙）</p> <p>○早期再就職の促進等雇用保険制度全体の見直しの方角に則し、重点化、合理化・労働移動支援については、労働移動支援助成金等の要件緩和による拡充を実施</p> <p>・雇用維持支援については、雇用調整助成金の支給限度日数の縮減等を実施</p> <p>・雇入助成金については、経営基盤の強化に資する人材などの特定人材の確保支援に重点化</p> <p>○あわせて、政策的必要性の低下している助成金を廃止するなど整理統合を実施（総本数を46本から35本に）</p> | <p>助成金の重点化、合理化により、費用対効果が高まる効果が期待される。</p> | <p>政策評価を適切に実施し、失業の予防、再就職の促進による給付減に資する等の機能が十分発揮されるよう不断の見直しを行うことが必要。</p> | <p>制度の周知徹底や実績等の把握、及び実績等を踏まえた不断の見直し。</p> |
| <p>厚生労働省は、平成14年度から、「働らコール」事業（全国の就職支援機関についての情報を提供する電話サービス）への支援、「ハローワーク・インターネットサービス」への求人企業名の掲載等を通じて就労等に関する多面的情報提供を充実する。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>平成14年4月18日より「働らコール」の受付開始。</p> | <p>平成15年1月末までに、約23,000件のコールを受付けている。</p> | <p>新規の求職者等に対して適切に周知が図られるように、本事業について、沖縄県と連携のもとに適宜周知・広報を行っていく。</p> | <p>①～③ 引き続き沖縄県と連携を図り、本事業について、適宜周知・広報を行うとともに的確な情報提供に努める。</p> |

| | | | | |
|---|----------------------|---|---|--|
| | | ハローワークの求人情報をインターネットで提供している「ハローワーク・インターネットサービス」において、平成15年1月14日より、新たに求人企業名等の提供を開始した。 | 平成15年1月14～31日の1日平均アクセス数は181,155件と、企業名公開前（平成14年12月の1日平均アクセス数：95,548件）の約1・9倍となった。 | ①～② 求人企業名等を含めた情報の提供を推進し、再就職活動の円滑化を図る。 |
| 厚生労働省、農林水産省、環境省及び関係府省は、若年者トライアル雇用、インターンシップ、「緑の雇用」の活用などによる職業体験機会の充実等を通じて、青少年等の職業理解を促進し、職業意識を醸成させる。 | 厚生労働省、農林水産省、環境省、関係府省 | ○以下の予算を15年度予算案に計上 ・若年者トライアル雇用事業（平成15年度予算額87億円） ・インターンシップ受入企業開拓事業（平成15年度予算額6億円） ・中高生仕事ふれあい活動支援事業（平成15年度予算額12.5億円） ・高校生の職業意識啓発の強化（平成15年度予算額7.8億円） ・生徒の保護者に対する職業意識啓発に関する理解の促進（平成15年度予算額0.2億円） ・「私のしごと館」において、多種多様な職業体験機会や職業情報の提供等に係る事業を実施（事業の運営開始は平成15年3月）（平成15年度予算額23.7億円） | ・若年者トライアル雇用事業 平成15年1月までに30,312人実施 18,938人終了 14,831人常用移行 常用移行率78.3% ・インターンシップ受入企業開拓事業（大学生対象） 平成15年1月までに1,858企業を開拓 3,009人の大学生が実施 ・ジュニアインターンシップ事業（高校生対象） 平成14年度上半期7,271事業所が参加 | ○①第156回国会会期末15年度予算に計上している事業については、予算成立後できる限り速やかに実施。 ○私のしごと館 ①平成15年3月運営開始。 ②平成15年10月から本格稼働。 |

| | | | | | |
|---|--------------|---|---|--|---|
| <p>厚生労働省、文部科学省は、若年者雇用を促進するため、学校と職業安定機関が緊密に連携しつつ、学校における就職支援体制の強化を図るとともに、不安定就労若年者等に対する効果的なカウンセリングの実施や職業訓練の一層の推進を図る。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○以下の予算を15年度予算に計上 ・新規高卒者に対する就職ガイダンスの充実（平成15年度予定額4億円） ・学校の進路指導担当者に対する支援（平成15年度予定額9百万円） ・若年失業者雇用安定促進事業の実施（平成15年度予定額4.6億円） ○未内定者対策として学卒未内定者ジョブサポート事業を14年度補正予算で実施 ○若年失業者の就職を促進するためのヤングワークプラザを14年度補正予算で設置</p> <p>・ヤングジョブスポットの設置 フリーター等若年者が集中する大都市の「ヤングジョブスポット」において、フリーター等若年者に対して、適職選択・キャリア形成に関する相談、適職発見のための自主的なグループ活動（職業に関するディスカッション・職場見学等）の支援等により、若年者のキャリア形成支援の実施について14年度補正及び15年度予算に計上。</p> | <p>○新規高卒者等若年者の職業生活への円滑な移行が、又、若年失業者の安定雇用の実現が期待される。 ○14年度補正予算による事業は15年2月より実施</p> | | <p>①第156回国国会会期末15年度予算に計上している事業については、予算成立後できる限り速やかに実施。</p> <p>①14年度補正予算により、埼玉、神奈川、愛知、大阪の4所を設置する。 ②15年度予算により、東京、大阪等10所を目的地に設置。</p> |
|---|--------------|---|---|--|---|

八. 規制改革

| | | | | | |
|--|--------------|---|--|--|--|
| <p>厚生労働省は、有期労働契約や裁量労働制の見直し、派遣労働法制における対象範囲拡大、募集・採用における年齢制限廃止努力の徹底、有料職業紹介の規制緩和等労働制度を引き続き見直す。また、解雇の基準やルールについて、立法で明示することを検討する。</p> | <p>厚生労働省</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・有期労働契約の見直し、解雇に関する規定の整備、裁量労働制の要件・手続の緩和等を内容とする「労働基準法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出。（平成15年3月7日閣議決定） ・労働者派遣事業の派遣期間の延長や製造業務への対象業務の拡大、有料職業紹介事業の規制緩和、地方公共団体における無料職業紹介事業の実施等を内容とする「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出（平成15年3月7日閣議決定）。 ・公共職業安定所で受理した求人のうち、年齢不問求人の割合を平成17年度に30%とする目標を設定（平成15年1月）し、その達成を目指して着実かつ計画的な取り組みを展開。 | <ul style="list-style-type: none"> ・有期労働契約や裁量労働制の見直しによって、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性が拡大するとともに、働き方に応じた適正な労働条件が確保されると考えられる。 ・解雇に関する規定を整備することによって、解雇を巡って発生する紛争を防止し、その解決に資すると考えられる。 ・職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の見直しによって、我が国全体の労働力需給調整機能の強化が図られることにより、ミスマッチの解消に資することとなるとともに、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性が拡大するものと見込まれる。 ・公共職業安定所における全求人に占める年齢不問求人の割合は、改正法施行（平成13年9月）の1.6%から13%程度にまで、改善が見られている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・求人年齢制限緩和の促進のためには、これまでの年齢と深く結びついた雇用慣行の見直しを含め、広く社会全体にその意義と必要性の浸透を図りつつ、労使の理解と協力を得て、着実かつ計画的に取組みを進めていく必要がある。 | <p>有期労働契約の見直し、解雇に関する規定の整備、裁量労働制の見直し</p> <p>①第156回国会会期末同法案成立後は、改正法の円滑な施行に向けて周知等を行う予定。</p> <p>②平成15年末、③それ以降改正された労働基準法を着実に施行。</p> <p>派遣労働法制における対象範囲拡大、有料職業紹介の規制緩和</p> <p>①第156回国会会期末同法案成立後は、改正法の円滑な施行に向けて改正法等の周知等を行う予定。</p> <p>②平成15年末、③それ以降改正法の円滑な施行に努める。</p> <p>募集・採用における年齢制限廃止努力の徹底</p> <p>① 第156回国会会期末</p> <p>② 平成15年末</p> <p>シンポジウム、事業主懇談会の開催、個別の企業が抱える問題に応じた助言、援助等、目標達成に向けた取組を展開。</p> |
|--|--------------|---|--|--|--|

| | | | | | |
|---|--------------|--|--|--|--|
| <p>厚生労働省は、企業による離職者の再就職援助システム（企業の再就職あっせんや教育訓練に対する支援）や官民による労働力需給調整機能の強化など、離職者の再就職インフラを強化する。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>・平成13年10月に労働移動支援助成金を創設するとともに、平成13年12月に同助成金に再就職支援給付金を追加した。また、平成14年12月に同助成金の支給要件を緩和するとともに、不良債権処理に伴い離職を余儀なくされる者に対する特例措置を実施することとした。</p> <p>・労働者派遣事業の派遣期間の延長や製造業務への対象業務の拡大、有料職業紹介事業の規制緩和、地方公共団体における無料職業紹介事業の実施等を内容とする「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出（平成15年3月7日閣議決定）。</p> | <p>・＜支給実績＞平成14年12月末現在 求職活動等支援給付金 6,211人、360,105千円 再就職支援給付金 84人、14,423千円 定着講習支援給付金 605人、60,200千円</p> <p>・職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の見直しによって、我が国全体の労働力需給調整機能の強化が図られることにより、ミスマッチの解消に資することとなるとともに、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性が拡大するものと見込まれる。</p> | | <p>①第156回国会会期末同法案成立後は、改正法の円滑な施行に向けて改正法等の周知等を行う予定。 ②平成15年末、③それ以降 改正法の円滑な施行に努める。</p> |
|---|--------------|--|--|--|--|

| | | | | | |
|---|--------------|--|---|---|---|
| <p>文部科学省、厚生労働省は、ネットワーク型子育て支援ビジネスモデルの実施の支援や「保育所待機児童ゼロ作戦」の推進、「預かり保育」の推進等を通じて、子育て支援を推進・拡充する。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>・平成14年度においては、待機児童ゼロ作戦に基づき、保育所児童数約5万人の受入れ増を行うとともに、公設民営方式を活用した保育所整備の推進、送迎保育ステーション等の整備、保育ママの促進等を実施。</p> <p>・平成15年度予算案において、①保育所受入れ児童数の約5万人の増に対応できるよう、必要な額を計上するとともに、②パートタイムの増大に対応し、3歳未満児を対象に週2、3日程度必要に応じて柔軟に対応できる特定保育事業の創設を盛り込んだところ。</p> | <p>平成14年度においては、約5万人の受入れ増を図ったところ。</p> | <p>平成14年4月の待機児童数は、平成13年と比較し、約4千人増加しており、潜在的な保育需要を含めて、より一層待機児童ゼロ作戦の推進を図っていく必要がある。</p> | <p>平成15年度において、①保育所受入れ児童数の約5万人の増に対応するとともに、②パートタイムの増大に対応し、3歳未満児を対象に週2、3日程度必要に応じて柔軟に対応できる特定保育事業の推進を図る予定。</p> |
| <p>文部科学省、厚生労働省は、医療・介護、保育、労働、教育等の社会的規制分野において、民間による良質で効率的なサービス提供を推進する。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○労働者派遣事業の派遣期間の延長や製造業務への対象業務の拡大、有料職業紹介事業の規制緩和、地方公共団体における無料職業紹介事業の実施等を内容とする「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出（平成15年3月7日閣議決定）。</p> | <p>職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の見直しによって、我が国全体の労働力需給調整機能の強化が図られることにより、ミスマッチの解消に資することとなるとともに、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性が拡大するものと見込まれる。</p> | | <p>①第156回国会会期末同法案成立後は、改正法の円滑な施行に向けて改正法等の周知等を行う予定。 ②平成15年末、③それ以降改正法の円滑な施行に努める。</p> |

ホ. その他の制度改革

| | | | | | |
|---|--------------|--|---|--|--|
| <p>関係府省は、ITやライフサイエンス等、高度な知識を要する分野での人材供給を平成14年度から強化することを通じて新分野人材育成を倍増する。</p> | <p>関係府省</p> | <p>公共職業訓練においては、平成14年度計画で96万人（離職者53万人、在職者40万人、学卒者3万人）を対象に実施中。また、ITに係る能力開発については、職業訓練20万人（離職者訓練53万人の内数）、自学自習として50万人を対象に実施中。</p> | <p>平成14年度の公共職業訓練の実施状況（4月～11月） 離職者訓練29万人 在職者訓練15万人 学卒者訓練3万人 ITに係る能力開発（平成14年4月～平成14年11月） 職業訓練19万人 自学自習として55万人</p> | <p>今後とも人材ニーズに対応し、新規成長分野を中心とした職業能力開発を着実に推進。</p> | <p>①②15年度も引き続き実施。</p> |
| <p>厚生労働省は、民間活用によるキャリアカウンセリングを促進する。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>平成13年の総合雇用対策において5年間で5万人のキャリア・コンサルタント養成を目標とすることとしたことを踏まえ、官による養成のほか、民間における養成について助成金等の活用により推進。</p> <p>・民間企業の人事・労務担当者（在職者）等を対象にキャリア・コンサルタント養成訓練を平成14年11月から職業能力開発大学校等において実施。（毎年1,100名）</p> | <p>民間におけるキャリア・コンサルタント養成事業の増大</p> <p>平成14年11月開講の訓練コースにおいては、530名を対象に実施。</p> | <p>5年間で5万人の目標に従って養成を推進</p> | <p>①②民間におけるキャリア・コンサルタント養成の助成金活用による支援と職業能力開発大学校等における養成について、15年度も引き続き推進。</p> |

| | | | | |
|--|-----------------------------|---|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の支給対象として民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験の指定を開始。 | <p>平成14年11月現在、7試験を指定。平成15年4月に向け、第2回指定手続き中。</p> | |
| <p>厚生労働省、農林水産省、環境省及び関係府省は、若年者トライアル雇用、インターンシップ、「緑の雇体験機会の充実等を通じて、青少年等の職業理解を促進し、職業意識を醸成させる。</p> | <p>厚生労働省、農林水産省、環境省、関係府省</p> | <p>○以下の予算を15年度予算案に計上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者トライアル雇用事業（平成15年度予定額87億円） ・インターンシップ受入企業開拓事業（平成15年度予定額6億円） ・中高生仕事ふれあい活動支援事業（平成15年度予定額12.5億円） ・高校生の職業意識啓発の強化（平成15年度予定額7.8億円） ・生徒の保護者に対する職業意識啓発に関する理解の促進（平成15年度予定額0.2億円） ・「私のしごと館」において、多種多様な職業体験機会や職業情報の提供等に係る事業を実施（事業の運営開始は平成15年3月）（平成15年度予定額23.7億円） | <ul style="list-style-type: none"> ・若年者トライアル雇用事業 平成15年1月までに30,312人実施 18,938人終了 14,831人常用移行 常用移行率78.3% ・インターンシップ受入企業開拓事業（大学生対象） 平成15年1月までに1,858企業を開拓 3,009人の大学生が実施 ・ジュニアインターンシップ事業（高校生対象） 平成14年度上半期7,271事業所が参加 | <p>○①第156回国国会会期末15年度予算に計上している事業については、予算成立後できる限り速やかに実施。</p> <p>○私のしごと館</p> <p>①平成15年3月運営開始。</p> <p>②平成15年10月から本格稼働。</p> |

| | | | | | |
|---|--------------------|---|---|---------------------------------------|---|
| <p>厚生労働省、文部科学省は、若年者雇用を促進するため、学校と職業安定機関が緊密に連携しつつ、学校における就職支援体制の強化を図るとともに、不安定就労若年者等に対する効果的なカウンセリングの実施や職業訓練の一層の推進を図る。</p> | <p>厚生労働省、関係府省</p> | <p>・高校、大学等を卒業した未就職卒業者を対象とした民間教育訓練機関等への委託訓練等を実施。 ・学卒早期離職者・フリーターに対する能力開発支援を15年度予算に計上。</p> | <p>高校、大学等を卒業した未就職卒業者を対象とした専門コースについて、約1500人が受講（4月～11月）。</p> | <p>若年者に対する職業能力開発支援・キャリア形成支援を強化する。</p> | <p>①従来の未就職卒業者を対象とした訓練のほかに、学卒早期離職者及び不安定就労若年者（フリーター）を対象に、グループカウンセリング等を通じて、訓練受講の動機付けや安定雇用への意欲喚起等を行う若年者プレ訓練を実施。 ②①の参加者のうち、必要な者については、職業能力開発大学校、専修学校等において企業実習を含む職業訓練コースを設定・実施予定</p> |
| <p>文部科学省は、社会人を含む学生への奨学金を重視する。厚生労働省は、職業訓練については民間を活用するとともに、個人の能力開発については給付の重点化、貸付の積極的な活用により意欲の高い個人を対象とした効果的・効率的な支援制度とする。</p> | <p>文部科学省、厚生労働省</p> | <p>離職者を対象とした公共職業訓練においては、より多様な内容の訓練コースを実施するため、専修学校等を活用した民間委託訓練を拡大。</p> | <p>民間委託訓練は、平成14年4月～11月まで22万人を対象に実施。 大学等委託訓練27大学48コース924名（12月末時点） NPO委託訓練21NPO法人29コース688名（12月末時点） 求人者委託訓練909コース1100名受講（11月末時期）</p> | <p>今後とも民間を活用した職業訓練を推進する。</p> | <p>②15年度においても、引き続き民間教育訓練機関等を活用した訓練を実施するとともに、新たに、座学型訓練と実習型訓練を組み合わせた、より個々の受講者の状況に応じた効果的な職業訓練を実施する予定。</p> |

教育訓練給付講座指定の重点化

1 平成14年4月指定に当たっては、下記の観点から講座指定の重点化を図った。

- ① 基礎的・入門的レベルの講座を排除、
- ② 大学・大学院等の講座の指定範囲を拡大、
- ③ 支給実績がない講座の再指定不履行、
- ④ 趣味的・教養的受講者の排除、
- ⑤ 訓練目標の明確化、訓練内容の受講者への明示を義務づけ、

2 平成14年10月指定に当たっては、1に加えて下記により重点化を図った。

- ① 公的職業資格、修士等の取得を訓練目標とする講座を指定。
- ② ①に準じて訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能である講座を指定。

これらの重点化を行った結果、指定講座数は、平成13年10月時点で22,183講座であったものが、平成14年4月指定時には20,727講座、平成14年10月指定時には19,116講座となり、精選された講座が指定されたところである。

これにより、労働者に対しては、より訓練効果の高い訓練講座が提供されることとなった。

①②これまでの取組を踏まえ、平成15年度以降も適切な制度運営に努めていく。

| | | | | | |
|--|-----------------------|---|--|--|---|
| | | <p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練施設には、「取得目標とする資格名称」「得られる知識・技能の内容」「訓練効果測定の方法」等を受講希望者に明示させる。 ・訓練施設には、受講者の修了時及びその後の状況(=資格の取得状況、就職状況、受講後の職務内容の変化、処遇改善の状況等)を把握させ、講座検索システムにより当該情報を公開させる。 ・訓練施設には、趣味的・教養的な受講者の排除のため、一定の実務経験や、実際に再就職に向けた活動実績があること等が確保されるような受講時点の条件設定を徹底させる。 | | | |
| <p>関係府省は、平成14年度から、障害者等がそれぞれの能力を発揮して然るべき報酬がもらえる仕組みの検討、使いやすい情報通信機器・サービスの開発・普及などによる情報バリアフリー環境の整備、電子政府の構築等の面で政府が障害者をパイロット的に雇用する事業の創設等、障害者の自立を支援する政策を具体化する。</p> | <p>内閣府、厚生労働省等関係各省</p> | <p>・学識経験者、障害者団体関係者、障害者の在宅就業支援団体関係者、企業関係者の参集を求め、在宅就業を活用した障害者の就業機会確保のための方策について検討するため、平成14年8月、障害者の在宅就業に関する研究会を設置し、これまでに4回開催したところである。</p> | | <p>引き続き、障害者の在宅就業に関する研究会において、障害者の多様な就業機会の確保のための施策を検討する。</p> | <p>①第156回国会会期末研究会における検討 ②平成15年末研究会における検討 ③それ以降研究会の報告。</p> |

| | | | | | |
|---|--------------|--|---|--|---|
| <p>関係府省は、平成14年度から、障害者等がそれぞれの能力を発揮して然るべき報酬がもらえる仕組みの検討、使いやすい情報通信機器・サービスの開発・普及などによる情報バリアフリー環境の整備、電子政府の構築等の面で政府が障害者をパイロット的に雇用する事業の創設等、障害者の自立を支援する政策を具体化する</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>・平成13年度から開始している障害者情報バリアフリー化支援事業に加えて、平成14年度からパソコンボランティア養成・派遣事業を開始した。</p> | <p>障害者の社会参加、就業を促進するため、障害者がパソコンを使用するにあたり、身近な地域で相談に応じるパソコンボランティアの養成・派遣事業を24か所の都道府県・指定都市で実施。 ボランティア養成数は1か所あたり約30人、ボランティア派遣数は1か所あたり約90回の実績。</p> | <p>パソコンボランティア養成・派遣事業等の実施箇所数の増加を図る。また、これらの事業を有機的に結びつけ、各事業がより一層効果的、効率的に行えるよう、総合的なサービスの拠点として障害者「ITサポートセンター」の設置の必要性を検討中。</p> | <p>①第156回国会会期末 全国に10か所の障害者ITサポートセンターを設置するための検討 ②平成15年末 全国に10か所の障害者ITサポートセンターを設置</p> |
|---|--------------|--|---|--|---|

| | | | | | |
|--|------------------------------|---|---|---|--|
| <p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成14年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保を通じて、テレワーク・SOHOなど多様な働き方を支援する。</p> | <p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p> | <p>総務省、経済産業省、国土交通省と連携して、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」を実施し、テレワーク推進のための総合的な支援方策を検討している。</p> <p>また、テレワークの普及促進を図るため、以下の施策を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅就業者が様々な仲介機関を探し出し、自分に適した仕事を探し出すことを可能とするため、仲介機関に関する情報を収集し、在宅就業者に対して提供する事業を行った。 ・テレワークシンポジウム等により、テレワークの普及促進を行った。 ・テレワーク相談センターにおける相談等を行った。 ・非雇用型の在宅ワーカーを対象に、契約に係る最低限のルールとして、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知啓発を行った。 ・在宅ワーカー希望者等を対象に、在宅ワークに必要な基礎知識やノウハウを提供するための各種支援事業を実施した。 | <p>総務省、経済産業省、国土交通省と連携して実施した、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」により、テレワーク人口及びテレワーク推進上の課題等のテレワークの実態を明らかにしているところ。</p> <p>また、テレワークの普及促進を図るための施策を通じ、適正なテレワークの推進を図ったところ。</p> | <p>現在進めている「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果等を踏まえて、総務省、経済産業省、国土交通省と連携して、テレワークを推進する上での課題と総合的な支援方策について検討していく必要がある。また、適正なテレワークを推進する観点から今後とも、テレワーク普及啓発活動の継続的な実施が必要である。</p> | <p>①「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果分析とテレワーク推進上の課題、支援のあり方等をまとめ、シンポジウムで公表予定。</p> <p>②また、在宅勤務に伴う労務管理上の様々な問題を解消するために、就労形態に即した労働時間等の労働条件や職場としての環境の整備等、労務管理の在り方について検討委員会を設置し、労働基準行政上の取扱いを明確にし、ガイドラインの作成を行い、説明会等の開催により広く事業主等に対し周知を図る予定。</p> |
| <p>文部科学省、厚生労働省は、基礎研究の臨床への橋渡し研究の拡充や実験成果の共有等の内容を含む全国治験活性化3ヶ年計画を平成14年度中に策定し、産学官連携を推進するための基盤を整備する。</p> | <p>総合科学技術会議、文部科学省、厚生労働省</p> | <p>全国治験活性化3ヶ年計画を平成14年度中に策定すべく、文部科学省、厚生労働省は、有識者ヒアリングなどを実施中。</p> | <p>現在取りまとめ中で、成果はこれから。</p> | <p>現在取りまとめ中。</p> | <p>全国治験活性化3ヶ年計画を平成14年度中に策定する。その3カ年計画に従い施策を実施する。</p> |

| | | | | | |
|---|------------------------|--|--|--|---|
| <p>総合科学技術会議、関係府省が協力して、半導体微細加工技術、燃料電池やマイクログロ電池、超微細製造技術、光技術等ナノテク、ITなどを応用した基盤的技術の開発や普及を産学官で重点的に推進する。</p> | <p>総合科学技術会議、関係府省</p> | <p>平成14年度より、厚生労働科学研究事業において、萌芽的先端医療技術分野ナノメディシン領域を設定し、研究事業を開始。</p> | <p>左記の通り、ナノメディシン領域の研究事業を研究総額14億円で実施。</p> | <p>左記事業を継続して実施する。</p> | <p>当該研究事業は5年間を予定しており、継続的に取り組む。</p> |
| <p>厚生労働省、国土交通省は平成14年度、安心ハウス構想を推進する。</p> | <p>厚生労働省 国土交通省</p> | <p>○ 「安心ハウス構想」の普及、啓発のため、民間団体が行う、パンフレット（3万部発行）やテキストの作成及び地方公共団体、民間事業者等向けのセミナーの開催（4回開催）に対して、必要な支援と協力を行った。</p> | <p>○ 「安心ハウス構想」パンフレットの作成（3万部発行、1万部配布） ○ 「安心ハウス構想」に関するテキストの作成 ○ セミナーの開催（東京3回、大阪1回 受講者数約900人）</p> | <p>○ 民間事業者等に対し、「安心ハウス構想」について、引き続き普及・啓発を図ること。</p> | <p>○ 民間団体が主催する、地方公共団体、民間事業者等向けのセミナーの開催に対して、今後とも必要な協力を行う予定である。</p> |